

国民健康保険被保険者のみなさまへ

令和5年3月から高額療養費の支給申請手続を 簡素化できるようになりました！

《支給申請手続の簡素化とは？》

これまで国民健康保険の高額療養費の申請にあたっては、医療機関等に支払った領収書等を月ごとに窓口まで持参いただく必要がありましたが、この手続を省略し、自己負担分の医療費を支払済であれば、領収書の提示がなくても自動的に高額療養費が振り込まれるようになります。

この方式へ変更する場合は、手続簡素化用の申請書を窓口へ提出していただく必要があります。

《簡素化の対象となる高額療養費》

令和3年3月以降に医療機関等を受診した分の高額療養費^(※1)のうち、受診月の翌月1日から起算して2年^(※2)が経過していない高額療養費が対象となります。

(※1) 国民健康保険法の改正が令和3年3月から施行されたため。

(※2) 国民健康保険法 110 条第 1 項の規定による。

《支給時期》

受診月のおおむね3か月後を目安に届出いただいた金融機関口座へ支給しますが、医療機関との調整等により支給時期が前後することがあります。

なお、以下の事項のいずれかに該当した場合は、手続の簡素化を停止します。

- ◇ 市税の滞納が生じた場合
- ◇ 指定した金融機関口座へ振込できなくなった場合
- ◇ 転居や死亡等により、世帯主や被保険者番号が変更になった場合
- ◇ 高額療養費の支給決定にあたり、領収書等の確認が必要となった場合
- ◇ 申請内容に偽りや不正があった場合

《申請に必要なもの》

- ◇ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
 - ◇ 振込先金融機関口座がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- ※世帯主以外の口座へ振込の場合は、印鑑が必要になります。（認印可）

《申請窓口》

- ◇ 北秋田市役所市民課国保年金係
- ◇ 各総合窓口センター、出張所

《お問い合わせ》

北秋田市役所市民課国保年金係 TEL:0186-62-1118